

事務連絡
令和2年2月14日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和2年2月14日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和2年2月14日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和2年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

記

- (1) 健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。

- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等(※1)の被保険者等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保保発0929第1号及び第2号厚生労働省保険局保険課長通知。)の1④から⑥まで、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保国発0929第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。)の1⑥から⑧まで並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保高発0929第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。)の1⑥から⑦の2までに基づき、上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)第40条第1項及び船員保険法(昭和14年法律第73号)第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年(令和2年7月までの場合にあつては、平成30年)の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年(令和2年7月までの場合にあつては、平成30年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和2年7月31日(健康保険及び船員保険については同年8月31日)を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧居住制限区域等(※2)の被保険者等の一部負担金の免除措置について、令和2年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2)①から③までに該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、旧居住制限区域等の被保険者等に対しては、令和2年9月30日

を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月 1 日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。
- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q&A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙 1（Q&A）のとおり取り扱うこととすること。
- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙 2 を活用し、周知を実施していただきたいこと。
なお、別紙 2 については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

(※1) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された (a) 旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された (b) 旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された (c) 旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された (d) 旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の 4 つの区域等をいう。

(※2) 「旧居住制限区域等」とは、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、①平成 31 年 4 月 10 日に指定が解除された大熊町の一部、②令和 2 年 3 月に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう（帰還困難区域の一部は別紙参照）。ただし、この取扱いは双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部については、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

令和2年3月に指定の解除が決定されている双葉町の帰還困難区域の一部、
大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部

(1) 令和2年3月4日に帰還困難区域の解除が指示されている双葉町の一部

町道長塚・新山線

(大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)

町道久保前・中浜線

(大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)

町道鬼木・広町線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)

町道久保前・下条線

(大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)

町道町西3号線

(大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)

町道町西1号線

(大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

町道町西2号線

(大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)

国道6号

(大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))

双葉町大字長塚字町西

36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、
38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、
39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、
73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(2) 令和2年3月5日に帰還困難区域の解除が指示されている大熊町の一部

県道大野停車場大川原線

(大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地先
から大字下野上字清水624番2地先まで)

町道西20号線

(大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

町道西49号線

(大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで)

大熊町大字下野上字大野

98番地1、98番地5、98番地6、98番地7、115番地3、284番地3、285番地、
791番地1、797番地1、811番地

大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、
120番地12、247番地30
東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

(3) 令和2年3月10日に帰還困難区域の解除が指示されている富岡町の一部

県道夜ノ森停車場線

(字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)

町道夜の森桜通り線

(字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)

町道都市計画4号線

(字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)

町道坊小屋桜通り線

(字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)

町道夜の森区画街路2号線

(字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路13号線

(字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)

町道夜の森区画街路17号線

(字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)

町道夜の森区画街路34号線

(大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)

第三大管こ線道水路橋

富岡町大字本岡字新夜ノ森

12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、

13番地5、13番地7、13番地8

東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域

※参照

「双葉町・大熊町・富岡町における避難指示の解除について」(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2020/20200310.html>

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省
令和2年1月

医療機関等における窓口負担の免除について

① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等